

くらしの法律救急箱

第37回 遺産分割のギモン

Q1 相続人全員に対して、遺産分割の内容を提案しましたが、そのうち1人からは何の反応もありません。今後どのように進めればよいでしょうか。

A1 遺言がない場合は、遺産を分割し、あるいは処分するために、原則として、相続人間の合意が必要です。ところが、質問のように何の意見表明もないと、不満を持っているかどうかもわからず、協議が全く進みません。電話で接触を試みたり、書類も送ったりしても対応してくれないというのであれば、話し合いの場として、家庭裁判所の「遺産分割調停」を利用するのが一般的です。

ただし、調停の場合は、双方が合意して裁判所を決めることもできますが、対立していると裁判所に関して合意することすら難しいです。そうすると、相手方（複数いる場合はそのうちの1人）の住所地を管轄する裁判所に申立てを行うことになり、申立人は、相手方の住所地の裁判所まで出向かねばなりません。

遺産分割協議を進めるには会って話をするのが有効ですが、遠く離れて居住している場合などは、法事の場合などにより機会と捉え、協議を進めるきっかけを探してみることが必要です。

Q2 遺産分割協議に期限はあるのですか。

A2 遺産分割協議そのものに期限はありません。

相続税の申告や納付の期限は、相続のあったことを知った日の翌日から10か月以内とされていますので、この期間内に税務面の手続は必要です。しかし、この期間内に遺産分割協議がまとまらなかった場合は、法定相続分どおりの相続として、申告手続をとり、後日、遺産分割協議がまとまった後に修正申告又は更正の請求をすることとなります。

Q3 遺産分割協議に期限がないならば、協議を急ぐ必要はないのでしょうか。

A3 長期間、遺産分割協議を行わない場合のデメリットを確認しておきましょう。

まず、相続税の申告期限までに遺産分割が行われていないければ、小規模宅地等の課税価格の特例や配偶者の税額軽減の特例を受けることができません。ただし、相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して提出し、申告期限から3年以内に分割された場合には、特例の適用を受けることができます。

また、Aさんの遺産についての分割協議が行われないまま、Aさんの相続人のBさんが認知症を発症して、自分で意思表示ができない状態になってしまうこともあり得ます。この場合は、Bさんの成年後見人を裁判所で選任してもら



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

い、その成年後見人が協議に参加しなければなりません。さらに、Bさんが亡くなった場合は、Bさんの相続人がAさんの遺産分割協議に加わる必要があります。

このように、協議の当事者となる人が増えて協議が複雑になったり、成年後見人の選任手続のために時間がかかるなどのデメリットがあります。

Q4

遺産分割協議も行われていないのに、勝手に被相続人の預金を引き出されてしまいました。問題なのは？

A4

被相続人が亡くなった時点で保有していた財産は相続財産となります。預金を引き出されていても、それは相続財産に含まれ、そのお金も含めた財産について協議することとなります。

なお、預貯金の入出金の履歴は、相続人が単独で金融機関から入手することができますので、この履歴を確認することで新たな事実が発見されることも少なくありません。

Q5

生前、被相続人の元に全く寄り付かなかった相続人にも相続権はあるのですか。

A5

被相続人と交流がなかったからといって、相続権が失われたり、相続分が直ちに減らされるといいうわけではありません。

せん。他方、被相続人のために尽力した相続人との公平を図る制度として、「寄与分」があります。寄与分の認定に当たっては、①被相続人の事業に関する労務の提供や財産の給付、②被相続人の療養看護、③その他の方法により、被相続人の財産の維持又は増加につき特別に寄与したことが要件となります。

Q6

長男から「お墓を守っていくから、遺産はすべて取得したい」との主張を受けていますが、これは正しいのでしょうか。

A6

このような決まりはありませんし、法的な主張としては受け入れられません。当事者が同意するならば有効となります。お墓を維持するためには一定の費用も労力もかかりますので、遺産の総額などを踏まえて、この主張に納得できるかどうかを検討すべきでしょう。

なお、お墓は相続財産に含まれません。お墓や墓地は祭祀財産とされ、相続とは別に承継する人を決めることとなります。承継者の定め方は民法に定めがあり、①被相続人の生前の指定（遺言でも口頭でも可）、②その地方の慣習、③家庭裁判所の調停・審判の順で定められることとなります。もともと、祭祀承継者がその後祭祀を営むかどうかは、その人の自由とされ、義務ではなく、承継した祭祀財産を処分することも自由と捉えられます。